



令和7年度(2025年度)

日進市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助事業の手引

地球温暖化対策の一環として、住まいの脱炭素化を推進することを目的に、地球温暖化対策設備設置費の一部を補助します。

自ら居住している住宅に以下の設備(未使用品に限る。)を新たに設置する市民の方に、予算の範囲内で補助金を交付します。(※ 本補助金の一部は、愛知県からの補助が含まれています。)

補助金の申請は、設備の設置完了前と完了後の2回必要となります。

〔補助対象設備及び補助金額〕

補助対象設備の設置に要した費用(消費税除く)に4分の1を乗じて得た額又は補助上限額のいずれか低い額となります。

区分	①太陽光発電システム	②家庭用燃料電池システム (エネファーム)	③定置用リチウムイオン蓄電システム
補助 上限額※5	一体的導入に限る※1 1kW1万円 (上限4万円)※2	上限5万円	1kWh1万円 (上限5万円)

区分	④家庭用エネルギー 管理システム (HEMS)	⑤電気自動車等 充電設備 (V2H)	⑥高性能外皮等 (ZEHを構成する 設備)	⑦エコ窓改修
補助 上限額※5	上限1万円	上限5万円	一体的導入に限る※3 新築(ZEH)のみ対象 上限5万円	既存住宅のみ (新築・増改築は対象外)※4 上限3万円

※1 HEMSに加え、定置用リチウムイオン蓄電システム、V2H、高性能外皮等のいずれかを同時に設置するもの

※2 最大出力値kWの小数点以下2桁未満を四捨五入(①3.516kW⇒3.52kW②補助額 3.52kW×1万円=35,200円)

※3 太陽光発電システム及びHEMSを同時に設置するもの

※4 主たる居室に係る原則全ての窓の改修を行うもの

※5 **100円未満は、切捨て**とする。

(一体的導入パターン)

パターン A	①太陽光発電システム (上限4万円)	+	③定置用リチウムイオン蓄電システム (上限5万円)	+	④HEMS (上限1万円)	=	(合計)上限 10万円
パターン B	①太陽光発電システム (上限4万円)	+	④HEMS (上限1万円)	+	⑤V2H (上限5万円)	=	(合計)上限 10万円
パターン C (ZEH)	①太陽光発電システム (上限4万円)	+	④HEMS (上限1万円)	+	⑥高性能外皮等 (上限5万円)	=	(合計)上限 10万円

【お知らせ】

- 申請前に、本手引きの内容を必ずご確認ください。
- 申請書等の様式は、市ホームページ(日進市 地球温暖化 補助金 検索)から入手することができます。

〔令和6年度からの変更点〕

- ・前年度に補助対象設備の工事が着工されている場合でも補助対象となりました。
- ・交付申請に係る提出書類に変更があります。

〔申請受付期間〕

令和7年度(2025年度)4月1日(火)から3月31日(火)まで

午前8時30分から午後5時15分まで (注)土・日・祝日、年末年始を除く。

- 補助事業の予算総額は、10,000,000円です。
- 仮申請は、予算の範囲内で仮申請の先着順に受け付けします。ただし、予算額に達した場合は受付を停止し、以後の申請は補欠受付とします。
- 補欠受付は、先着順に番号を付して受付をします。既に仮申請・交付申請をした者に取下げが生じた場合は、補欠受付をした者のうち補欠受付番号の若い順に、順次繰上げ、交付申請の受付を行います。取下げが生じた時は、順次お知らせしますので交付申請書類の提出をお願いします。
- なお、補欠受付者については、既に仮申請・交付申請をした者からの取下げが生じない限り、交付申請を受け付けることができませんので、ご了承ください。

〔補助対象者〕

次のすべての要件を満たしている方が対象です。

- ☐ 自ら居住する住宅(新築、店舗との併用住宅を含み、集合住宅を除く。)に補助対象設備を設置する方又は自ら居住するため、市内の補助対象設備付き建売住宅を購入する方
※店舗との併用住宅は含みますが、自らが居住する部分で使用するもの。
※エコ窓改修については、新築及び増改築は不可とする。
- ☐ 令和7年度(2025年4月1日～2026年3月31日)において、補助対象設備の設置が完了し、工事の支払いが終了している方
- ☐ 市税(市・県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税等課税されているもの全て)を滞納していない方

注意事項

仮申請時点で、既に補助対象設備の設置が完了している場合は補助を受けることができません。

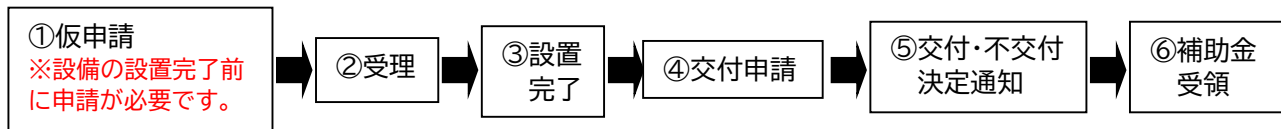
設備ごとの設置完了日の考え方は次のとおりです。

設備の区分	設置完了日
太陽光発電システム	費用の領収日
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	設備の保証開始日
定置用リチウムイオン蓄電システム	
家庭用エネルギー管理システム(HEMS)	
電気自動車等充給電設備(V2H)	
高性能外皮等(ZEHを構成する設備)	住宅の引渡日
エコ窓改修	費用の領収日

1 申請手続

本手引きをご確認のうえ、必要書類を添えて、環境課(市役所本庁舎2階)へ提出してください。申請書等の様式は、市ホームページ又は環境課窓口で入手することができます。
建売住宅の場合は、令和7年度(2025年4月1日以降)に引き渡しの場合に限ります。

【仮申請から補助金受領までの流れ①～⑥】



(注)受付時に申請書類の記載内容及び添付書類漏れの有無の確認を行うため、原則窓口での申請をお願いします。

手順 1 【設置完了前】

「補助金仮申請書(添付書類必須)」を環境課へ提出

設置完了前※までに「補助金仮申請書」を環境課窓口へ提出してください。

必要書類については、本手引き p.4「2仮申請に係る提出書類」をご覧ください。

※ 設備ごとの設置完了日の考え方は、本手引きp.2 の下段「注意事項」をご参考ください。

⇒ 仮申請書受付後、受理書をお渡しします。

ただし予算額に達した場合は、受付を停止し、以後の受付分は補欠受付とします。

手順 2 【変更・取下げがある場合のみ】

「補助金仮申請書変更・取下届(添付書類含む)」を環境課へ提出

仮申請時の内容を変更する場合は、変更の内容が分かる書類を添付してすみやかに環境課へ提出してください。

変更があったにもかかわらず書類の提出がない場合は、補助を受けられない場合があります。取下げする場合も、すみやかに届を提出してください。

手順 3 【設置後】

「補助金交付申請書(添付書類必須)」を環境課窓口へ提出

設置が完了した日から起算して60日以内又は、当該年度の3月31日(同日が閉庁日に当たる場合は、直前の開庁日)のいずれか早い日までにご提出ください。

必要書類については、本手引き p.4「3 交付申請に係る提出書類」をご覧ください。

⇒ 交付決定の可否を審査し、通知します。

審査は、申請を受付した順に行います。

注意事項

- ・事前に仮申請書を提出していない場合は、申請の受付ができません。
- ・新築等の場合の「補助金交付申請書」の提出は、転入・転居の手続き後となります。
- また、市内に住民基本台帳の登録がない場合は、申請は出来ません。
- ・書類の記載漏れ・添付書類の不備がある場合は受付ができません。

2 仮申請に係る提出書類

次の必要書類をすべて提出してください。

	必 要 書 類	注 意 点
(1)	日進市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金仮申請書	・表面裏面ともにご記入ください。 ・p.10-11 の記入例を参考にご記入ください。
(2)	工事請負契約書又は売買契約書の写し	・補助対象設備の契約書の写しが必要です。 （注文書及び請負書による場合は、その両方の写しが必要となります。） ・建売住宅の場合は売買契約書の写しが必要です。 ・申請者と契約者が一致していることを確認してください。
(3)	対象設備の経費の内訳が明記されている書類（見積書等の写しであり消費税抜き金額が分かるもの）	・補助対象設備の内訳が記載された見積書の写し等が必要です。 ・本手引きp.9「6 補助対象経費について」を参考に補助対象設備の内訳が分かるものをご提出ください。

3 交付申請に係る提出書類

交付申請時に、「日進市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付申請書(第1号様式)」に加えて、以下の必要書類をすべて提出してください。

本手引きp.10-17の「7 様式と添付書類の記入例」を併せてご参考ください。

◆太陽光発電システム

	必 要 書 類	注 意 点
(1)	添付書類チェックリスト (添付書類その1)	・申請に必要な書類を確認し、チェックを入れてください。
(2)	太陽光発電システムに関する設置事業概要書(添付書類その2、その3)	・補助対象設備の内容を記入してください。 ・太陽電池モジュールの製造番号の記入は、施工業者等が作成する「出力対比表」の提出に代えることも可能です。
(3)	工事請負契約書又は売買契約書の写し	・補助対象設備の契約書の写しが必要です。 （注文書及び請負書による場合は、その両方の写しが必要となります。） ・建売住宅の場合は売買契約書の写しが必要です。 ・申請者と契約者が一致していることを確認してください。
(4)	対象設備の経費の内訳が明記されている書類（見積書等の写しであり消費税抜き金額が分かるもの）	・補助対象設備の内訳が記載された見積書の写し等が必要です。 ・本手引きp.9「6 補助対象経費について」を参考に補助対象設備の内訳が分かるものをご提出ください。
(5)	領収書の写し(対象設備の設置に要した費用が分かるもの)	・領収書が合算されている場合は、補助対象設備の内訳(各設備とその金額)が記載された書類が必要です。 （記載例：太陽光発電システム ○○円を含む等） ・申請者と領収書のあて名が一致していることを確認してください。
(6)	対象設備が設置された住宅の位置図	・住宅の位置が分かるもの(地図)をご提出ください。
(7)	対象設備設置前の現況写真	・設備の設置前の状況が分かる写真をご提出ください。 （新築で現地在更地の場合は建築前の土地の写真）
(8)	対象設備の設置状況を示す写真	・補助対象設備の設置状況が分かる写真を添付してください。(本手引きp.7の「※添付する写真について」を参照してください。)
(9)	太陽電池モジュール及びパワーコンディショナの規格等が分かるパンフレット等	・パンフレットを添付する場合は、該当ページのコピーで構いません。
(10)	住宅等の図面の写し (併用住宅の場合)	・補助対象設備を店舗兼併用住宅に設置する場合は、住宅の図面等の写しを提出してください。
(11)	補助金交付請求書(添付書類その6)	・交付申請書と同時に提出してください。
(12)	金融機関の通帳の写し	・請求書の添付書類として、振込先が分かる部分の写しを提出してください。
(13)	委任状(添付書類その7) (申請等の手続を委任する場合)	・申請者本人又は同居親族以外の方が申請する場合は、添付してください。 ・申請に係る内容を問い合わせることがありますので、担当者と連絡先を必ず記入してください。 ・委任事項を必ずチェックしてください。
(14)	くらしカーボンニュートラルクラブ入会申込書	・入会申込書を提出してください。

◆家庭用燃料電池システム(エネファーム)
◆定置用リチウムイオン蓄電システム
◆家庭用エネルギー管理システム(HEMS)
◆電気自動車等充給電設備(V2H)

	必 要 書 類	注 意 点
(1)	添付書類チェックリスト (添付書類その1)	・申請に必要な書類を確認し、チェックを入れてください。
(2)	設備に関する設置事業概要書 (添付書類その4)	・補助対象設備の内容を記入してください。
(3)	工事請負契約書又は売買契約書の 写し	・補助対象設備の契約書の写しが必要です。 (注文書及び請負書による場合は、その両方の写しが必要となります。) ・建売住宅の場合は売買契約書の写しが必要です。 ・申請者と契約者が一致していることを確認してください。
(4)	対象設備の経費の内訳が明記されて いる書類(見積書等の写しであり消 費税抜きの金額が分かるもの)	・補助対象設備の内訳が記載された見積書の写し等が必要です。 ・本手引きp.9「6 補助対象経費について」を参考に補助対象設備の内訳 が分かるものをご提出ください。
(5)	領収書の写し(対象設備の設置に 要した費用が分かるもの)	・領収書が合算されている場合は、補助対象設備の内訳(各設備とその金 額)が記載された書類が必要です。 (記載例:家庭用燃料電池システム ○○円、リチウムイオン蓄電システム○ ○円を含む) ・申請者と領収書のあて名が一致していることを確認してください。
(6)	対象設備が設置された住宅の位置図	・住宅の位置が分かるもの(地図)をご提出ください。
(7)	対象設備設置前の現況写真	・設備の設置前の状況が分かる写真をご提出ください。 (新築で現地が更地の場合は建築前の土地の写真)
(8)	対象設備の設置状況を示す写真	・補助対象設備の設置状況が分かる写真を添付してください。(本手引き p.7の「※添付する写真について」を参照してください。)
(9)	対象設備の保証書(出荷証明書)の 写し	・補助対象設備の保証書(出荷証明書)の写しが必要です。 ・上記について、氏名及び住所を含み申請者名義であることとメーカー名、 設備型番及び製造番号が確認できるもので、メーカーが発行するものに 限ります。
(10)	対象設備の規格等が分かるパンフレ ット等	・パンフレットを添付する場合は、該当ページのコピーで構いません。
(11)	住宅等の図面の写し (併用住宅の場合)	・補助対象設備を店舗兼併用住宅に設置する場合は、住宅の図面等の写し を提出してください。
(12)	補助金交付請求書(添付書類その6)	・交付申請書と同時に提出してください。
(13)	金融機関の通帳の写し	・請求書の添付書類として、振込先が分かる部分の写しを提出してくださ い。
(14)	委任状(添付書類その7) (申請等の手を委任する場合)	・申請者本人又は同居親族以外の方が申請する場合は、添付してください。 ・申請に係る内容を問い合わせることがありますので、担当者で連絡先を 必ず記入してください。 ・委任事項を必ずチェックしてください。
(15)	くらしカーボンニュートラルクラブ入 会申込書 (エネファーム・定置用リチウムイオン 蓄電システムの申請に限る。)	・エネファーム又は定置用リチウムイオン蓄電システムの補助申請をする場 合は、入会申込書を提出してください。

◆高性能外皮等(ZEHを構成する設備)

	必 要 書 類	注 意 点
(1)	添付書類チェックリスト (添付書類その1)	・申請に必要な書類を確認し、チェックを入れてください。
(2)	設備に関する設置事業概要書 (添付書類その5)	・補助対象設備の内容を記入してください。
(3)	工事請負契約書又は売買契約書の 写し	・補助対象設備の契約書の写しが必要です。 ・建売住宅の場合は売買契約書の写しが必要です。 ・申請者と契約者が一致していることを確認してください。

(4)	対象設備の経費の内訳が明記されている書類(見積書等の写しであり消費税抜きの金額が分かるもの)	・補助対象設備の内訳が記載された見積書の写し等が必要です。 ・本手引きp.9「6 補助対象経費について」を参考に、高性能外皮等における各設備の設置に要した費用を確認するため、設備ごとの補助対象設備の内訳が分かるものをご提出ください。 (記載例:高断熱外皮〇〇円、空調設備 〇〇円、給湯設備〇〇円、換気設備〇〇円)
(5)	領収書の写し(対象設備の設置に要した費用が分かるもの)	・領収書が合算されている場合は、補助対象設備の内訳(各設備とその金額)が記載された書類が必要です。 (記載例:太陽光発電システム 〇〇円、家庭用エネルギー管理システム 〇〇円、高性能外皮等 〇〇円を含む) ・申請者と領収書のあて名が一致していることを確認してください。
(6)	国のZEH補助事業の交付額確定通知書の写しまたはBELS評価書の写しであって ZEH 住宅であることを示す書類	・国の決定を受けた補助金交付額確定通知書の写しまたはBELS評価書の写しを提出してください。
(7)	対象設備が設置された住宅の位置図	・住宅の位置が分かるもの(地図)をご提出ください。
(8)	対象設備設置前の現況写真	・設置前の状況が分かる写真をご提出ください。 (現地在更地の場合はその土地の写真)
(9)	対象設備の設置状況を示す写真	・補助対象設備の設置状況が分かる写真をご提出ください。
(10)	住宅等の図面の写し(併用住宅の場合)	・補助対象設備を店舗兼併用住宅に設置する場合は、住宅の図面等の写しを提出してください。
(11)	補助金交付請求書(添付書類その6)	・交付申請書と同時に提出してください。
(12)	金融機関の通帳の写し	・請求書の添付書類として、振込先が分かる部分の写しを提出してください。
(13)	委任状(添付書類その7)(申請等の手続を委任する場合)	・申請者本人又は同居親族以外の方が申請する場合は、添付してください。 ・申請に係る内容を問い合わせることがありますので、担当者で連絡先を必ず記入してください。 ・委任事項を必ずチェックしてください。

◆エコ窓改修

	必 要 書 類	注 意 点
(1)	添付書類チェックリスト(添付書類その1)	・申請に必要な書類を確認し、チェックを入れてください。
(2)	設備に関する設置事業概要書(添付書類その5)	・エコ窓改修の内容を記入してください。
(3)	工事請負契約書又は売買契約書の写し	・補助対象設備の契約書の写しが必要です。 (注文書及び請負書による場合は、その両方の写しが必要となります。) ・建売住宅の場合は売買契約書の写しが必要です。 ・申請者と契約者が一致していることを確認してください。
(4)	対象設備の経費の内訳が明記されている書類(見積書等の写しであり消費税抜きの金額が分かるもの)	・補助対象設備の内訳が記載された見積書の写し等が必要です。 ・本手引きp.9「6 補助対象経費について」を参考に補助対象設備の内訳が分かるものをご提出ください。
(5)	領収書の写し(対象設備の設置に要した費用が分かるもの)	・領収書が合算されている場合は、補助対象設備の内訳(各設備とその金額)が記載された書類が必要です。 (記載例:エコ窓改修費として 〇〇円含む。) ・申請者と領収書のあて名が一致していることを確認してください。
(6)	対象設備が設置された住宅の位置図	・住宅の位置が分かるもの(地図)をご提出ください。
(7)	対象設備の設置位置が明示された平面図及び対象設備の面積が分かる図面	・施工箇所のすべての平面図等を提出してください。
(8)	改修前及び改修後の状況を示す写真	・本手引きp.7の「※添付する写真について」を参照してください。
(9)	対象設備の規格等が分かるパンフレットその他性能を証する書類	・パンフレット等(熱貫流率が、 $2.33\text{W}/\text{m}^2\cdot\text{K}$ 以下であることが分かる部分)の該当ページの写しを提出してください。

(10)	補助金交付請求書(添付書類その6)	・交付申請書と同時に提出してください。
(11)	金融機関の通帳の写し	・請求書の添付書類として、振込先が分かる部分の写しを提出してください。
(12)	委任状(添付書類その7) (申請等の手続を委任する場合)	・申請者本人又は同居親族以外の方が申請する場合は、添付してください。 ・申請に係る内容を問い合わせることがありますので、担当者と連絡先を必ず記入してください。 ・委任事項を必ずチェックしてください。

※添付する写真について

対象設備	添付する写真
太陽光発電システム	太陽光モジュールが設置された住宅の全景写真、太陽電池モジュールの設置状況が確認できる写真及びパワーコンディショナ(型式名及び製造番号が分かるもの)が確認できる写真
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	対象設備本体の写真、燃料電池ユニット本体の製造番号が確認できる写真及び貯湯ユニット本体の製造番号が確認できる写真
定置用リチウムイオン蓄電システム	対象設備本体の写真及び本体の製造番号が確認できる写真
家庭用エネルギー管理システム (HEMS)	対象設備本体の写真及び端末モニター等でシステムが起動している状態が確認できる写真
電気自動車等充給電設備(V2H)	対象設備本体の写真及び本体の製造番号が確認できる写真
エコ窓改修	改修箇所全ての改修前及び改修後の状況の比較が可能な写真であり、別に添付する図面と対照できるもの

4 注意点等

- (1)記入を間違えた場合は、二重線で消し、訂正してください(修正液・修正テープは使用不可)。ただし、請求書における金額の訂正はできません。
- (2)市が行う地球温暖化対策に関する啓発事業や必要に応じて補助対象設備の運転状況に関するデータの提供等に協力をお願いする場合があります。

5 補助対象設備と補助要件

補助対象設備に該当するかの詳細につきましては、市のホームページ([日進市 地球温暖化 補助金](#) [検索](#))からご覧いただけますので、あらかじめご確認ください。

補助対象設備	補助要件等
全設備共通	未使用品に限ります。リース契約は対象となりません。
太陽光発電システム	・太陽電池の最大出力(構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計)が 50 キロワット未満の設備に限る。 ・家庭用エネルギー管理システム(HEMS)に加え、定置用リチウムイオン蓄電システム、電気自動車等充給電設備、高性能外皮等(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(以下『ZEH』※ ¹ という。)を構成する設備に限る。)のいずれかを同時に設置すること(単独設置に対する補助はありません)。
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	・国の補助事業における補助対象設備として一般社団法人燃料電池普及促進協会により登録されているものであること。
定置用リチウムイオン蓄電システム	・国の補助事業における補助対象設備として一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)により登録されているものであること。
家庭用エネルギー管理システム (HEMS)	・愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の補助対象設備となるものであること。

電気自動車等 充給電設備 (V2H)	・国の補助事業における補助対象設備として一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているものであること。
高性能外皮等（ZEH を構成する設備）	・ZEHに必要な高断熱外皮、空調設備、給湯設備（家庭用燃料電池システムを除く）及び換気設備をいう。 ・愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の補助対象設備となるものであること。 ・太陽光発電システム及び家庭用エネルギー管理システム（HEMS）を同時に設置すること。
エコ窓改修	・既存住宅の高断熱化改修であること（新築及び増改築は不可）。 ・主たる居室（日常生活上在室時間が長い居室等をいう。）に係る窓で、原則全ての窓の改修を行うものであること（その他の居室等の外気に接する窓の改修を含めても可）。主たる居室のため、過去に補助を受けられた方は、同一家屋についてエコ窓改修を申請することはできません。 ・エコ窓の性能について、内窓の設置若しくは外窓又はガラスの交換により、改修後の熱貫流率が$2.33\text{W/m}^2\cdot\text{K}$以下になること。

※1 『ZEH』について（ゼッチ:Net Zero Energy House）

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支が正味ゼロ以下となる住宅

6 補助対象経費について

補助対象経費は、設備の設置に要する経費であって、次に掲げる経費(消費税及び地方消費税を除く。)とします。

補助対象設備	補助対象経費	
太陽光発電システム	太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、インバータ・保護装置、発生電力量計、余剰電力販売用電力量計、配線・配線器具の購入、これらの設置に要した費用	
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	燃料電池ユニット、貯湯ユニット、付属品(リモコン、配管カバー、燃料電池システム試運転に係る費用等)、配線・配線器具の購入、配管・配管器具の購入、これらの設置に要した費用	
定置用リチウムイオン蓄電システム	リチウムイオン蓄電池と電力変換装置(インバータ、パワーコンディショナ等)、その他付属設備(計測表示装置、配線・配線器具)の購入、これらの設置に要した費用	
家庭用エネルギー管理システム (HEMS)	データの集約設備、通信装置、制御装置、モニター装置、計測設備、配線・配線器具の購入、これらの設置に要した費用	
電気自動車等充給電設備 (V2H)	設備本体及び付属品(充電コネクター、ケーブル等)の購入、これらの設置に要した費用	
高性能外皮等(ZEHを構成する設備)	高断熱外皮	外壁、外気に接する天井、屋根、最下階の床、基礎に用いる断熱材及び窓(ガラス、サッシ)の購入、設置に要した費用
	空調設備	冷暖房設備の熱源機及び室内機(エアコンのみ)の購入、これらの設置に要した費用
	給湯設備	給湯設備の熱源機、貯湯タンクの購入、設置に要した費用(家庭用燃料電池システムを除く。)
	換気設備	換気設備(24時間換気設備)の本体の購入、設置に要した費用
エコ窓改修	改修に係る窓の購入(内窓、外窓、ガラス交換)、設置に要した費用	

7 様式と添付書類の記入例

(1)「補助金交付仮申請書」の記入例

設置完了前(設備ごとの設置完了日の考え方は、本手引きp.2の下段「注意事項」をご参考ください。)までに「補助金交付仮申請書」を環境課窓口へ提出してください。

仮申請受付番号： _____

年 月 日

日進市長宛て

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____

代理者 住 所 _____

名 称 _____

担当者 _____

電 話 _____

仮申請書提出時点の住所地を記入してください。

同居の親族以外の方が提出する場合、記入してください。

日進市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金仮申請書

日進市
申請書を

設置予定場所

設備の区分

仮申請する設備のすべてをご記入ください。

(注意事項)

本手引きp.7-8の「5 補助対象設備と補助要件」をご覧ください、型番等を確認し、補助対象設備であることを必ず確認してください。

設備の種類等		交付申請額 ※100 円未満切捨て
☐ ①太陽光発電システム (一体的導入に限る)	太陽電池の最大出力： (k W) ※小数点以下2位未満を四捨五入	円
☐ ②家庭用燃料電池 システム (エネファーム)	メーカー名 : 設置予定設備型番 : 発電出力 : k W	円
☐ ③定置用リチウムイオン 蓄電システム	メーカー名 : 設置予定設備型番 : 蓄電容量 (・ k W h)	円
☐ ④家庭用エネルギー管理 システム (HEMS)	メーカー名 : 設置予定設備型番 :	円
☐ ⑤電気自動車等 充電設備	メーカー名 : 設置予定設備型番 :	円
☐ ⑥高性能外皮等 (一体的導入 (ZEH) 、新築に限る)	完了日 (住宅の引渡予定日) 年 月 日	円
☐ ⑦エコ窓改修 (新築・増改築は補助対象外)	設置場所 (例：居間) 対象設備 (窓いすれか選択) (内窓設置・外窓交換・ガラス交換) 熱貫流率 (W/m ² ・K)	円
設置完了予定日	年 月 日	
設置対象	☐ 新築住宅 ☐ 既存住宅 ☐ 建売住宅 (用途： ☐ 戸建 ☐ 併用)	
	設置する住宅に住み始めた日 (予定日) 年 月 日	

蓄電池の設備型番は SII に登録のある
パッケージ型番を記入してください。

建売住宅の場合は、
「引渡し予定日」になります。

【裏面あり】

(裏面)

確認事項	今回仮申請する設置設備が、補助対象設備であることを確認しましたか。また、エコ窓改修の場合は、主たる居室に係る窓で、原則全ての窓の改修を行いますか。	はい・いいえ
	今回仮申請する設置設備について、その契約書及び設備の内訳が分かる見積書の写しの添付を確認しましたが。	はい・いいえ
	(建売住宅以外の場合) 仮申請書の提出は、補助対象設備の設置が完了する前であり、補助金の交付を受けようとする年度内に、工事が終了しますか。	はい・いいえ
	提出前に必ず「確認事項」をチェックした上でご提出ください。	(引き渡し日) 年 月 日
	仮申請書を取り下げる場合又は仮申請書の内容を変更する場合は、変更・中止届と変更の内容が分かる書類を速やかに提出します。	はい・いいえ
	申請者が補助対象設備の購入者です。	はい・いいえ
	提出期限内に交付の申請をできる見込みです。提出期限は、設置が完了した日から起算して、60日以内又は当該年度の3月の最終開庁日のいずれか早い日までに提出します。	はい・いいえ
	市税を滞納していないこと及び日進市暴力団排除条例(平成24年日進市条例第22号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないことを確認します。	はい・いいえ
	申請に係る現地調査について了承します。 (調査時に補助対象設備等の写真を撮る場合があります。)	はい・いいえ
補助金交付後、補助対象設備を処分するいただく場合があります。	必要書類を忘れずに添付してください。	

【注意事項】

- 1 「契約書※」及び「設備の内訳が分かる見積書」の写しを添付してください。

※注文書及び請負書による場合は、その両方の写しが必要となります。

- 2 太陽光発電システムと高性能外皮等についての単独設置は、補助対象外になります。

・一体的導入の設置を行う場合、組み合わせは以下のとおりです。

●太陽光発電システム + 住宅用エネルギー管理システム (HEMS)

- (次の設備の中から1つを選択)

- ・定置用リチウムイオン蓄電池システム
- ・電気自動車等充電設備
- ・高性能外皮等

- 3 エコ窓改修については、既存住宅の改修であり、新築又は増改築に伴うものは補助対象外になります。

(2)「補助金交付申請書(第1号様式)」の記入例

設置が完了した日から起算して60日以内又は、当該年度の3月31日(同日が閉庁日に当たる場合は、直前の開庁日)のいずれか早い日までに、必要書類を添付しご提出ください。

第1号様式(第4条関係)

日進市長宛て

郵便番号

申請者 住所

氏名

電話

Eメール

補助対象設備設置に係る契約書に記載された契約者名でご申請ください。
電話は、日中連絡がにつながる電話番号をご記入ください。

日進市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付申請書

日進市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱第3条の規定に基づく要件を満たしているの、同要綱第4条の規定に基づき、次のとおり申請します。

設置場所	日進市	
設置設備の区分	☐ 一体的導入【 ☐ ①+③ ☐ 単独設置 (←①太陽光発電システム、②家庭用燃料電池システム、③定置用リチウムイオン蓄電システム、④家庭用エネルギー管理システム(HEMS)、⑤電気自動車等充給電設備、⑥高性能外皮等(一体的導入(ZEH)、新築に限る。))	
設置設備の種類等	☐ ①太陽光発電システム(一体的導入に限る。)(kW)	円
	☐ ②家庭用燃料電池システム(エネファーム)	円
	☐ ③定置用リチウムイオン蓄電システム 蓄電容量(kWh)	円
	☐ ④家庭用エネルギー管理システム(HEMS)	円
	☐ ⑤電気自動車等充給電設備	円
	☐ ⑥高性能外皮等(一体的導入(ZEH)、新築に限る。)	円
補助申請額の合計をご記入ください。		円(上記の合計額)
交付申請合計額	円(上記の合計額)	
設置対象	☐ 新築住宅 ☐ 既存住宅 ☐ 建売住宅 (☐ 戸建 ☐ 併用)	設置する住宅に住み始めた日 年 月 日

「補助金仮申請書」で申請した設備すべてにチェックをつけてください。

新築・建売住宅購入の場合は、
居住日(住民登録をしていること)になります。

私は、市税を滞納していないこと、及び日進市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条例第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係にある者(以下「暴力団関係者」という。)と密接な関係にある者でないことを証明する書類を添付する。

申請者の住所、氏名の記入をお願いします。住民登録と市税の滞納がないことが補助要件になります。

年 月 日

住所

申請者

【添付書類】

申請には、添付書類チェックリスト(添付書類その1)とそれに係る必要書類の添付が必須です。

(3)「補助金交付申請書(第1号様式)の添付書類チェックリスト」について

補助金交付申請書(第1号様式)の添付書類チェックリスト(添付書類その1)をご確認の上、申請に係る全ての添付書類がそろっていることを確認し、必要書類を提出してください。次の書類については、申請する補助対象設備の箇所をすべてご記入ください。

- ・①太陽光発電システムに関する設置事業概要書(1/2)(添付書類その2)
- ・①太陽光発電システムに関する設置事業概要書(2/2)(添付書類その3)
- ・設備に関する設置事業概要書(添付書類その4)
- ・設備に関する設置事業概要書(添付書類その5)

(4)「補助金交付請求書(添付書類その6)」の記入例

交付請求書は、補助金交付申請書と同時に提出してください。

補助金交付請求書(添付書類その6)

日進市長 あて

郵便番号

交付決定者 住 所

氏 名

電 話

補助金交付請求書

日進市住宅用地球温暖化対策設備設置
のとおりに請求します。

一体的導入又は単独設置を
選択してください。

設置設備の区分	☐ 一体的導入【 ☐ ①+③+④ ☐ ①+④+⑤ ☐ ①+④+⑥ 】 ☐ 単独設置
交付対象設備 (該当する番号に ☐ 印)	☐ ①太陽光発電システム ☐ ②家庭用燃料電池システム(エネファーム) ☐ ③定置用リチウムイオン蓄電システム ☐ ④家庭用エネルギー管理システム(HEMS) ☐ ⑤電気自動車等充電設備 ☐ ⑥高性能外皮等 ☐ ⑦エコ窓改修
請 求 金 額	円

対象となるものすべてにチェ
ックしてください。

補助金合計額をご記入くだ
さい。

振 込 先	金 融 機 関 名 及 び 支 店 名	ゆうちょ銀行 店(漢数字三けた)
	ふりがな	銀 行 信用金庫 農 協
	口 座 名 義 人	
	預 金 種 別	1 普通預金 2 当座預金
	口 座 番 号	
添 付 書 類	金融機関の通帳(振込先が分かる部分)の写し	

振込先口座を指定してくださ
い。通帳の写し(名義人、口座
番号等の分かる箇所の通帳等
のコピー)を添付してくださ
い。

※ゆうちょ銀行の店名が不明の場合は店番(数字3けた)又は記号・番号をご記入ください。

(5)「添付書類」について(参考)

申請に必要な添付書類について、審査する上で必要な情報が記載されていない場合は、受付ができません。あらかじめ、本手引きp.4-7「3 交付申請に係る提出書類」をご確認の上、ご申請ください。

ア「工事請負契約書と対象経費の内訳が明記されている書類」の写し

(参考例1)この場合は対象経費の内訳がわかるため、1種類で構いません。

収入印紙
印

印

印

① (参考例 1)

工事請負契約書

・工事着手日 令和4年4月10日

・工事完了日 令和4年5月15日

・引き渡し日 令和4年5月20日

・工事場所 日進市蟹甲町池下268

② (注文者)
日進市蟹甲町池下268
日進 ○○ 印

③ 合計金額 35,000,000円

④

⑤ 内訳書

	機器内訳	金額
○○○	○○○	円
○○○	○○○	円
○○○	○○○	円
○○○	○○○	円
○○○	○○○	円
太陽光	太陽光発電システム機器費	円
	太陽光発電システム工事費	円
燃料電池	燃料電池システム機器費	円
	燃料電池システム工事費	円
HEMS	HEMS機器費	円
	HEMS工事費	円
蓄電池	蓄電システム機器費	円
	蓄電システム工事費	円
V2H	電気自動車等充電電設備費	円
	電気自動車等充電電設備工事費	円
高性能外皮等	高性能外皮費	円
	空調設備費	円
	給湯設備費	円
	換気設備費	円
消費税		円
合計		35,000,000円

「工事請負契約書」と「対象経費の内訳」が1枚に記載されている場合、「工事請負契約書」のみ提出してください。

【注意事項】

①注文書及び請負書による場合は、その両方の写しが必要となります。

②注文者が補助金の交付申請者と同一であること。

③工事場所(設置場所)が補助金交付申請書(第1号様式)の「設置場所」と一致していること。

④⑤合計金額に対する補助対象設備を含んだ内訳書が必要となります。

契約書に内訳の記載がない場合は見積書の写し等が必要となります。

(参考例2)この場合は対象経費の内訳がわからないため、2種類必要です。

① (参考例2)

②

③

「工事請負契約書」に補助対象経費の内訳が記載されていない場合は、「見積書」の提出が必要です。

収入印紙 印

印

・工事着手日 令和4年4月10日
・工事完了日 令和4年5月15日
・引き渡し日 令和4年5月20日

・工事場所 日進市蟹甲町池下268

工事請負契約書

(注文者)
日進市蟹甲町池下268
日進 〇〇 印

合計金額 1,500,000円

内訳書

	数量	金額
〇〇〇	〇〇〇	円
燃料電池工事	一式	円
		円
		円
消費税		円
合計		1,500,000円

【注意事項】

- ①注文書及び請負書による場合は、その両方の写しが必要となります。
- ②注文者が補助金の交付申請者と同一であること。
- ③工事場所(設置場所)が補助金交付申請書(第1号様式)の「設置場所」と一致していること。

① (参考例2)

②

③

④

令和〇年〇月〇日
〇〇〇株式会社

(注文者)
日進市蟹甲町池下268
日進 〇〇

見積書

合計金額 1,500,000円

内訳書

	機器内訳	金額
〇〇〇	〇〇〇	円
〇〇〇	〇〇〇	円
〇〇〇	〇〇〇	円
〇〇〇	〇〇〇	円
燃料電池	燃料電池システム機器費	円
	燃料電池システム工事費	円
消費税		円
合計		1,500,000円

【注意事項】

- ①契約書に内訳の記載がない場合は見積書の写し等が必要となります。(領収内訳書は不可)
- ②見積者が補助金の交付申請者と同一であること。
- ③契約書の合計金額と見積り合計金額が一致すること。
- ④補助対象設備を含んだ内訳書が必要となります。

(参考例3)この場合は対象経費の内訳がわからないため、2種類必要です。

① (参考例3)

収入印紙 印 (注文者)

工事請負契約書

②

日進市蟹甲町池下268
日進 〇〇 印

(請負者)
〇〇〇〇
〇〇株式会社 印

・工事着手日 令和4年4月10日
・工事完了日 令和4年5月15日
・引き渡し日 令和4年5月20日

③

・工事場所 日進市蟹甲町池下268

合計金額 35,000,000円

「工事請負契約書」に補助対象経費の内訳が記載されていない場合は、補助対象経費がわかる「見積書」もしくは「契約内訳書」の提出が必要です。

【注意事項】

- ①注文書及び請負書による場合は、その両方の写しが必要となります。
- ②注文者が補助金の交付申請者と同一であること。
- ③工事場所(設置場所)が補助金交付申請書(第1号様式)の「設置場所」と一致していること。

① (参考例3)

契約内訳書

(注文者)
日進市蟹甲町池下268
日進 〇〇

②

令和〇年〇月〇日
〇〇〇株式会社

③

建築工事費 35,000,000円(税抜き)

補助対象工事費 6,300,000円(税抜き)

(補助対象工事内訳) ④

太陽光	太陽光発電システム機器費	円
	太陽光発電システム工事費	円
燃料電池	燃料電池システム機器費	円
	燃料電池システム工事費	円
HEMS	HEMS機器費	円
	HEMS工事費	円
蓄電池	蓄電システム機器費	円
	蓄電システム工事費	円
V2H	電気自動車等充電設備費	円
	電気自動車等充電設備工事費	円
高性能外皮等	高性能外皮費	円
	空調設備費	円
	給湯設備費	円
	換気設備費	円

【注意事項】

- ①契約書に内訳の記載がない場合は見積書の写し等が必要となります。
- ②注文者が補助金の交付申請者と同一であること。
- ③契約書の合計金額と内訳書の合計金額が一致すること。
- ④補助対象設備の内訳書が必要となります。

(参考例)

① 領収書

日進 ○○ 様

令和4年5月12日

¥ 35,000,000円

②

ただし 設置工事費として		収入印紙
太陽光発電システム設置費	円 (税込)	
燃料電池設置費	円 (税込)	
HEMS設置費	円 (税込)	
蓄電システム設置費	円 (税込)	
電気自動車等充給電設備設置費	円 (税込)	
高性能外皮等	円 (税込) を含む。	
上記正に領収しました。		

○○○株式会社 印

【注意事項】

①補助金の交付申請者あての領収書であること。

②領収書の金額は、各補助対象設備設置費の金額を含んでいること。

ただし書きとして、各補助対象設備設置費を含む旨とその金額を明記してください。

※工事請負契約書と比較し、内容が確認できれば「税抜」でも構いません。

各補助対象設備設置費が含まれていれば、工事請負契約書の額と同じ金額である必要はありません。

(参考例)

製品保証書

お客様名 日進 ○○ 様
 ご住所 日進市蟹甲町池下268

品名 ○○○○
 型番 ○○○○
 製造番号 ○○○○

①

②

保証開始日 令和○○年○○月○○日から

西暦 2022年○月○日

保証書発行元

メーカー名 ○○○株式会社

メーカーの住所 ○○○○○○

印

【注意事項】

①氏名及び住所を含み交付申請者名義であること。メーカー名、設備型番及び製造番号が確認できるものでメーカーが発行するもの。

②保証開始日が確認できること。

Q 設備をすでに設置してしまったのですが、仮申請はできますか。

A 設備ごとの設置完了日(設備ごとの設置完了日の考え方は、本手引きp.2の下段注意事項をご参考ください)より前であれば、仮申請書を提出できます。

Q 補助対象設備を設置した建売住宅を購入する場合でも補助を受けられますか。

A 建売住宅については、引渡日が令和7年度(令和7年4月1日以降)の場合は、補助対象になります。

Q 新築住宅に対象設備を設置しました。まだ引っ越しをしていませんが、申請はできますか。

A 交付申請前までに、補助対象設備を設置した住所に引越しをして住民登録することが補助要件です。

Q 敷地内の別の建物の屋根(例えば倉庫など)に太陽光発電パネルを載せても申請はできますか。

A 分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能であれば補助対象です。倉庫専用など、住宅へ電力の供給ができない場合は、補助対象外です。

Q 契約書の契約者名が連名になっていますが申請はできますか。

A 申請できます。ただし、申請書に記入する氏名は、いずれか一人となります。

Q 「交付申請書」は、いつまでに提出すればいいですか。

設置が完了した日から起算して60日以内又は、当該年度の3月31日(同日が閉庁日に当たる場合は、直前の開庁日)のいずれか早い日までに、必要書類を添付し提出してください。

Q 「交付申請書」の必要書類である「領収書」ですが、ローンを組んで設置したため全額の領収書がありません。どうすればいいですか。

A ローン会社の発行したローン契約書(補助対象設備とその金額の内訳等が分かるもの)及びローン返済内訳書等の写しを添付してください。

Q 以前、一部の窓を改修しているため、今回それ以外の窓を改修する予定ですが、対象になりますか。

A 今回改修しない窓が小窓等全体の窓面積に対する割合が僅かであると認められる場合や以前に改修済の窓の熱貫流率が基準を満たす場合は、補助対象とします。

Q 単身赴任で住民票が日進市外にありますが、申請できますか。

A 交付申請書の提出時に住民票が日進市にない場合は、補助対象者となりません。

Q 一体的導入で申請する予定ですが、単独設置の設備も一緒に申請できますか。

A 申請できます。

【問い合わせ先】 日進市 市民生活部 環境課	
電話	0561-73-7111(代表)
FAX	0561-72-4603
Eメール	kankyo@city.nisshin.lg.jp
HP	http://www.city.nisshin.lg.jp/